

# 一宮町新型インフルエンザ等対策行動計画（概要）

## 1 町行動計画の位置づけ

① 新型インフルエンザや全国的大流行の恐れがある新感染症に対する強化を図るため「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 25 年 4 月 13 日施行。以下「特措法」という。）が制定されました。この特措法では、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等の対策の実施に関する計画（行動計画）を政府、都道府県、市町村で作成するものと規定されています。

町行動計画は、政府行動計画及び千葉県行動計画に基づき、町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すものです。（特措法第 8 条）

② 対象となる感染症：新型インフルエンザ及び新感染症

## 2 町行動計画の基本的考え方

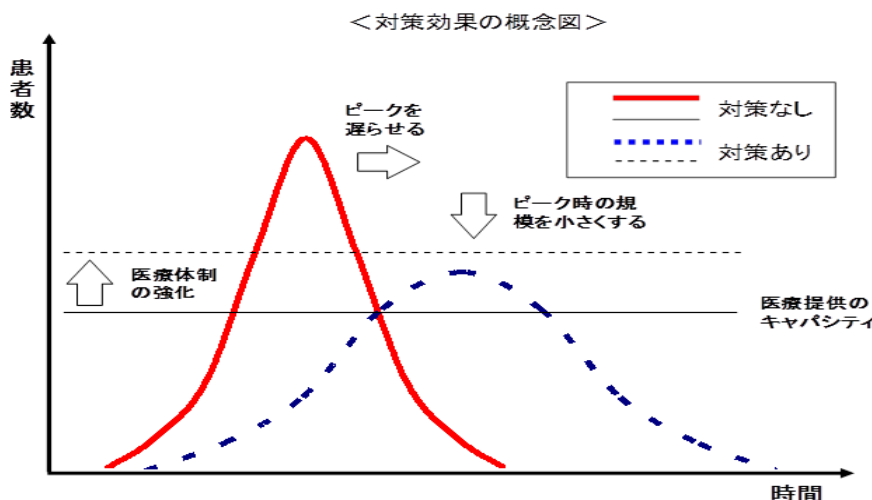
対策の目的と戦略

○感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減し、適切な医療体制を確保する。
- ・医療の提供により、重症者や死亡者数を減少させる。

○町民生活・町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域で感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施により、町民生活及び町民経済の安定に関する業務の維持を図る。



参考：感染規模の想定

- り患率 町民の約 20%
- 医療機関受診患者数 約 1,222 人～約 2,350 人
- 入院患者数 約 50 人～188 人
- 死亡者数 約 16 人～60 人

※上記の想定は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いている。

### 3 新型インフルエンザ等対策における町の役割

---

- ・町民に対する情報提供やワクチンの接種、独居高齢者や障害者等への生活支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、対策を推進する。
- ・政府が新型インフルエンザ緊急事態宣言を発表した際は、速やかに一宮町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、必要な対策を実施する。
- ・対策を実施するに当たっては、千葉県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

### 4 発生段階と対策分野

---

町行動計画は、国及び千葉県行動計画に基づき発生段階を5段階としている。

《発生段階》

国計画（5段階）	県計画（5段階）	町計画（5段階）
未発生期	未発生期	未発生期
海外発生期	海外発生期	海外発生期
国内発生期	県内発生早期	県内発生早期
国内感染期	県内感染期	県内感染期
小康期	小康期	小康期

### 5 町が行う対策の概要

---

《対策分野ごとの町が行う対策の概要》

実施体制	・行動計画の作成 ・対策本部の設置 等
情報提供・共有	・多様な媒体を活用した町民への情報提供 ・相談窓口の設置 等
予防・まん延防止	・個人レベルでの対策の啓発 ・学校等での対策 ・感染対策、外出自粛等の要請 等
予防接種	・特定接種：対策に携わる町職員対象 (医療関係や、登録事業者等は国、県が実施) ・住民接種（集団接種）：対象者へのワクチン接種の実施 等
町民生活及び町民経済の安定の確保	・国、県からの要請に応じ協力 ・生活関連物資等の価格の安定 ・要支援者への支援 等

